

議第20号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項中「第77条第4項各号」を「第72条第4項各号」に改める。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表障害児入所支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表短期入所の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表障害者支援施設としての業務および短期入所の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3使用料の表中「規定する厚生労働大臣」を「規定する内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。